

令和5年度 こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
「発達障害児の障害児サービス利用に係る医療受診の現状把握及び発達支援の
必要性の判定のためのアセスメント方法の確立に向けた研究」
分担研究報告

発達障害児における障害福祉サービス利用時の受給決定の実態調査

—利用者へのインタビュー調査—

研究分担者 川島 慶子 (福島学院大学・特任講師)
研究代表者 内山 登紀夫 (福島学院大学・副学長)
研究分担者 小林 真理子 (山梨英和大学・教授)
稲田 尚子 (大正大学・准教授)
宇野 洋太 (大正大学・客員研究員)
下野 九理子 (大阪大学大学院・教授)

研究要旨：

本研究は発達障害児における障害福祉サービス利用時の受給決定の実態調査において、それを利用する子どもの保護者9名にインタビュー調査を実施した。その結果、受給者証について十分な認識がないままに利用が開始されている現状があり、申請するための段取りや書類の準備に時間を要することが多かった。セルフプランの場合には、事業所の選定や利用可能な日数の確認を保護者自身が行わなければならない、戸惑いや負担感がみられた。子どもの発達障害支援の開始においては、「障害や診断の理解」と「福祉サービスや受給者証の理解」を同時に並行して進めなければならないことから、支援をコーディネートする保健師や相談支援専門員等に求められる役割が大きいことが明らかとなった。

A. はじめに

本稿は、研究全体で実施した自治体・事業所（通所支援・相談支援）・保護者のインタビュー調査において、特に、受給者証の申請を経て児童発達支援事業または放課後等デイサービスを利用する児童の保護者に対するインタビュー調査の結果について整理し、考察を行った。

B. 方法

1) 調査方法

従来の市区町村サイズ別の在り方を基本にしながら、以下の3つの市区町村サイズ（①20万人以上の中核市、②5万人以上のその他

の市、③5万人未満の町村）に決定し、分担研究者・研究協力者が依頼をして同意を得られた保護者9名（母親8名、父親1名）に事前アンケートを実施し、その内容を踏まえインタビューを行った。

2) 分析方法

市町村サイズで分類し、数値化できる受給者証発行までの期間については中央値、最大値、最小値を示した。その他のインタビュー内容については、質問項目ごとに保護者のコメントを整理し、考察を行った。

（本調査は、福島学院大学の倫理審査委員会において承認を得ている。）

C. 結果

【分析1】

<質問項目>

1) 対象自治体の規模と対象者数について

対象者は、中核市（人口 20 万人以上）5 名、小都市（人口 5 万人以上）2 名、小都市（人口 5 万人未満）、町村（人口 5 万人未満）1 名であった。

2) 受給者証発行までの期間（n=8）

受給者証発行までの期間については、対象者 8 名から回答を得た。その結果、中央値 30（最大値 90、最小値 10）であり、市町村規模による特徴はみられず、各自治体で異なる傾向があった。

・約 3 か月（90 日）	1 件
・約 2 ヶ月（60 日）	1 件
・約 1 か月（30 日）	3 件
・約 3 週間（21 日）	1 件
・約 2 週間（14 日）	1 件
・約 10 日	1 件

3) 支給日数とその判断基準（n=7）

支給日数については、7 名から回答を得た。その結果、中央値 23（最大値 25、最小値 5）であった。「初めは少なめの日数からスタートし徐々に子どもや保護者の実態に合わせて日数が増加する」、「事業所の空き状況によって支給日数を決定する」、「保護者の希望通り支給される」、「理由は不明であるが 23 日支給される」、「15 日支給ではあるが長期休みには 23 日とすると特記事項が記載される」といったコメントがあった。いずれも明確な判断基準について行政から説明されたと回答する保護者はおらず、自身または相談員による申請書の記載内容や判定までの流れ、事業所の空き状況といった状況から推測される判断基準についての回答に留まった。また、支給日数と利用日数が大きく乖離するケースはみられなかったが、事業所の空きがないため希望通り

支給及び利用できていないとする回答もみられた（支給日数 20 日に対して利用日数 16 日など）。

4) 受給者証発行までのプロセス（n=9）

本質問項目への回答については、申請手続きだけに留まらず、発達の偏りや遅れへの気づきから事業所の利用に至るまでの経緯に触れた回答が多かった。同じ自治体でもケースによって内容が異なるため、各コメントを整理する際には、個人が特定されないよう十分に配慮（固有名詞や名称等については削除等）の上、ケースごとにまとめた。

ケース 1：申請書と検査結果を市役所へ提出し、更に 1 ヶ月後に受給者証受け取り、翌月から事業所の利用を開始した。支援事業所は事前に予約し、受給者証が届くのを待った。

3 年以内の発達検査の結果を提出する必要があるため、以前、保健センターで実施した検査結果の取り寄せ申請を行ったが、受け取りまでに約 1 ヶ月を要した。

ケース 2：市町村の母子保健事業の親子教室に通い療育の必要性に気づき、市の相談機関を利用した。その後、相談支援専門員との面接で利用希望を伝えて事業所を決定し、受給者証の申請を行った。発行まで数ヶ月を要したが待機期間は市の施設でプレ療育を受けることができた。

ケース 3：それほど待った記憶・印象はなく申請するとスムーズに自宅に送られてきた。

ケース 4：1 歳半健診で指摘され、保健センターが家庭内の様子をヒアリングに訪問、その後、新版 K 式発達検査等を受けた。その結果、保健師のすすめで事業所の利用、医療機関の受診・診断に至る。そこで、事業所を利用するための受給者証の申請を行った。

ケース 5：乳幼児健診で発達に関する指摘を受け、県事業で受診、福祉サービスの情報を得て受給者証申請に至った。セルフプランであったが、家庭での様子に関する

調査などもあった。乳幼児健診から受給者証発行までに2年を要した。

ケース6：相談支援専門員との面接で支援計画やスケジュールを作成した後、保護者は窓口申請書を提出する。相談支援専門員から細かな支援計画等の書類が市役所の担当窓口提出されるため、保護者が記入する申請書はシンプルな内容であった。受給者証は役場から郵送で自宅まで届く。手間が少ない。

ケース7：3歳児健診後、発達相談会を利用し、地域の相談機関へつながった。その後、医療機関の受診を勧められ診断を受け、事業所の利用に至る。事業所の見学後、申請書の作成を行い、診断書（必須）の準備、窓口申請する流れであった。その後、家庭訪問にて本人も同席の上、聞き取り調査（行政職員）があった。その際は、計画相談員がサポートしてくれた。

ケース8：役場から事業所のリストを渡され、他の保護者から情報を得るなど、独力で対応した。

ケース9：担当保健師が申請手順を手書きで説明してくれ、そのメモを頼りに事業所見学、事業所の空き状況を踏まえた利用可能日数を確認し、役場窓口申請を行った。よくわからないところもあったが、まずはメモを頼りに動いた。事業所の利用を開始してから、ようやく受給者証が何であるのかを理解した。

5) 受給者証発行プロセスの良い点 (n=9)

5)から8)の質問項目については、対象者からのコメント記録内容を個人が特定されないよう配慮の上、文章化した後、類似する内容ごとにカテゴリー名(◆)を付け、分類した。

◆申請書の添付書類について

- ・過去に受けた発達検査の結果を活用できる。

◆プロセスについて

- ・市役所からのヒアリング日時を事前に書面で知らされ、電話で済ませてくれた。

- ・更新がこまめで、初回は3か月後、それからは1年ごとに更新。支給日数の変更はあるが、それで困ったことはない。相談支援員との面接内容が反映されている。
- ・療育手帳を取得する前から療育に通える点。
- ・支給日の変更が年に1度あったが、コロナ時は郵送で対応してくれた。

◆申請までのサポート

- ・相談支援専門員や療育機関がサービス等利用計画、療育計画を事業所で細かく立ててくれるのは助かる。通院のスケジュール、通っている事業所、一般的なスケジュール管理を確認して作成してくれた。それを受給者証の発行のための資料にしていると思うが、具体的なことはわからない。セルフプランでは大変だと思った。とてもありがたい。
- ・受給者証発行前の気づき支援（子どものこころの診療体制強化事業）での相談ができたことが良かった。丁寧な相談と心理検査でのアセスメントを伝えてもらえることで、スモールステップで受容をしていくことができた。そこでの相談プロセスがあることで、父と母の足並みをそろえながら進めることができた。このプロセスを踏まないと、どちらかの意思が強くなってしまったかもしれない。
- ・医療の後ろ盾があると支援が必要とわかりやすい。
- ・保健師や地域療育コーディネーターとのつながりがあったので、サポートしてもらえた。
- ・利用する事業所内にある計画相談事業所を利用できたので、心強かった。
- ・計画相談員が色々とサポートしてくれたので、働いている身としては助かった。
- ・市役所の担当者がつき、今後の手続きの流れが確認できる点
- ・相談支援事業所を利用できる点（利用したい事業所を絞りやすい、また空き状況も分

かる。子どもについての全般の相談もできる。))

◆支給日数について

- ・支給日が20日もある。
- ・子どもの状態にあった療育先の紹介とそこで実際に通える日数を申請している。
- ・23日無条件にできること。(支援学校に通学している場合)。

◆申請基準について

- ・療育手帳はハードルが高いが、受給者証なら診断がなくても申請できる。

6) 受給者証発行プロセスの課題 (n=9)

◆申請書類の準備

- ・保健センターから発達検査の検査結果をもらうだけなのに、1ヶ月かかった。

◆申請手続きの負担/サポート必要性

- ・保健センターに出向いて申請書を書かないといけなかった。近くに住んでいる人は良いが、遠い人や療育が必要な幼い子を連れて手続きに行くのは大変な人もいる。ネットでの申請等ができると良かった。
- ・毎年の更新や日数の増減の申請が必要な点も含め、手続きが全般的にもう少し保護者の負担が少なくならないか。
- ・申請書類が細かい。毎年同じ内容を記入するため、昨年のを参考にして記入したい。
- ・相談支援事業所を探すにあたり、行政から事業所リストを渡されるのみで、自分で探さなければならなかった。
- ・行政(市町村)とのやり取りや、セルフプランを書くことの難しさがあった。セルフプランを書くときに市町村でのサポートがあるとよい。
- ・セルフプランのため、受給者証についてよくわからない中、何度も窓口に行ったり、事業所に見学と相談に行き支給日数を決めるなど、保護者自身が調整をしなければならない。

- ・セルフプランが困る。素人が子どもの状態を記載するのは難しい。時間がかかってもいいから相談支援専門員に書いて欲しい。

◆申請基準

- ・現状グレーという子はたくさんいるが、福祉のセーフティネットにひっかかってこない。困りごとがある人をどうするか。
- ・療育手帳の有無で、更新のための必要書類(診断書)の有無が変わる。
- ・専門医師による、意見書・診断書の取得までに敷居が高い点

◆受給者証に関する理解・周知・啓発

- ・入り口として、どういう制度なのか、自分が適用されるのかが、よくわからない。親が全て判断しなくてはいけない。せめて手引きのようなものや、紙面での説明などがあれば分かりやすい。
- ・受給者証のシステム自体はよくわからないが、なんとなく、この日数利用できるんだなと漠然と思う感じ。
- ・受給者証の背景について説明を受けることがないので、わかりにくい。受給者証の見方もわからない。役所から事業所に渡すのみ。結果のみの利用になる。
- ・制度の存在自体、ママ友から聞かないと知らなかった。自分が探さないと情報が入ってこない。
- ・複雑、十分にわからなくても利用できてしまう。
- ・利用者やその保護者が療育ということ自体を知らない点

◆管理

- ・受給者証の支給日数の更新の結果は、印字されたシールを貼り重ねていくシステムのため、これまでの(受給日数)経過がわからなくなる。通知書には書いてあるが、書類管理が大変。捨ててしまったものもある。
- ・療育事業では、毎月見せるようにと言われている。そこで管理してもらっている感じ。

◆事業所利用／申請のタイミング

- ・乳幼児期に発達の偏りや遅れに気づき、保健師とのつながりを持って療育の話を進められるとスムーズに適切な支援を受けることが出来る。一方、就学後に発達の指摘を受けても医療や療育、特別支援教育に関する保護者の理解は難しい面もある。

◆その他（行政や地域の状況など）

- ・計画相談員の多忙さなどにより更新が遅れてしまった。
- ・（行政内）で複数の担当部署がかかわっており、行政側の日程調整に時間がかかった。
- ・引っ越しした際、地域によって申請のシステムが違うので混乱した。療育手帳の発行基準が自治体で違うことも混乱する。

7) 受給者証発行に関して医療機関に期待すること (n=9)

◆受診・診断のきっかけ

- ・診断はハードルが高いが、先の見通しをはっきりさせたくて、しっかり診断してほしいので医療に早く繋がりがたかった。受給者証取得を目的に医療にかかったわけではない。

◆医師の不足

- ・児童発達支援に明るい医師が少ない。
- ・医療機関の予約をしたものの2年待ちであり、長い時間をかけてしまうことにデメリットはないのか、これだけ待って受診する意味はあるのか悩む。
- ・発達障害のこどもが多いのに、診る医師が少ない。1年以上かかるケースもある。
- ・児童精神科が増えていくこと。受診先の選択肢が増えることが必要。一昔前は書類を小児科などで書いてもらうことができたが、今は児童精神科の重要性も高まっているため、受診できる選択肢が増えることが望ましい。
- ・医療に関する県事業があるうちは良いが、一から医療機関を保護者が探すには難しさ

がある。

- ・服薬管理等の必要のない子の場合、定期受診が無くなるため、サービス更新などの際どうしても診断書発行までに再初診での利用が必要になるが、混んでいて予約が取れない。改善されるとありがたい。
- ・専門医による診断を待たずに申請を行える

◆申請の手続き

- ・医療機関は通院しており、療育施設に検査結果などを持参している。市役所に診断書等を持参したことはないが、療育施設から提出されているのかもしれない。
- ・医療機関受診先が3箇所になってしまい、それぞれから必要な内容ももらって相談支援専門員や療育機関に渡している。心理所見など。

◆医療機関を利用していない

- ・医療機関から申請、発行という道を通っていないので、分からない。
- ・特になし（関与がない）

8) 研究班作成のマニュアルに記載して欲しい事について (n=2)

◆保護者が受給者証を取得するまでの流れ

- ・福祉サービスの利用について、受給者証、日中一時支援などのサービスの種類ごとに自治体の窓口（担当課や申請場所）が異なるため、どこに相談したらよいかわからなくなる。
- ・行政の保護者に対する相談支援事業所の紹介の仕方。（リストを渡すだけでなく）
- ・事業所の選定の仕方。情報が無い。

◆行政や支援者の障害の理解

- ・相談支援事業所等における障害の理解

◆その他

- ・自治体による格差
- ・福祉の場にあがってこない子をどうやって救済するか、特に家庭環境が悪い子をどう支援するか。

D・E. 考察と結論

・受給者証の発行について

受給者証の申請から発行までの期間は10日から3か月と各自治体で開きがあった。支給日数については、事業所の空き状況に左右される点や、実態に合わせて更新ごとに支給日数を増加する等の対応がされていた。一方で、一律23日といった支給を行う自治体もあり、自治体規模にかかわらず様々であることが特徴的であった。判断基準については、利用者の立場上、知り得ない内容であったと思われるが、受給者証自体について、情報が少ないよくわからないままに手続きをしたと回答する保護者が多く、十分な周知や説明のためのリーフレットなども必要である。

・申請のためのプロセスについて

申請するための書類（検査結果や診断書等）を準備するために時間を要したり、診断書の発行のための受診予約がとれない、担当者が多忙で手続きが遅れるなど、マンパワーや社会資源の不足によりサービスの利用開始が円滑に進まない点が課題としてあげられる。併せて、地域で申請方法や基準が異なることから、引っ越し先で混乱するケースもあった。

セルフプランでは、作成のためのサポートが必須である。保護者が独力で作成をしなければならない地域においては、事業所の選定や利用可能日数の確認や調整を自身で行うが難しいとの声があげられた。相談支援専門員や保健師が丁寧に対応する地域では、そのサポートに対してとても助かっていると評価されていた。

その他、発行後の更新手続きの簡素化や、受給者証が上書きされるためにこれまでの経過が把握しにくいといったコメントがあった。書類管理については事業所からの指示に頼る傾向があった。

・医療機関に期待すること

診断から支援の利用まで、一貫して相談支

援専門員や保健師により十分に支援されているケースでは早期診断について肯定的に捉えられていた。一方で、受給者証申請のために受診や診断が必須、且つ、セルフプランの地域では、医療機関の受診に十分な意味を感じにくく、手続きのための通過点となりがちである。診断や療育機関利用の意味について、保護者をサポートする専門職や地域の支援システムが求められる。

自治体の規模にかかわらず、児童精神科医の不足や医療機関受診のための予約待機期間の長さが課題としてあげられた。

・マニュアルに求めること

療育機関や相談支援事業所の選定については、利用者（保護者）に委ねられることへの戸惑いがみられた。また、一人の子どもの支援に係る手続きの窓口が、そのサービス内容によって異なり、どこにどのように申請したらよいか困るとの訴えもあった。行政窓口や相談支援専門員等が、サービスを利用する側（保護者）にとってわかりやすく説明し、決定を促すスキルを求められていることがわかる。

一部、相談支援事業所における障害の理解を求めるコメントがあった。発達障害の理解について、基本的なところではあるが、地域の支援者が共通理解を図れるような土台づくりも並行して行っていく必要がある。

・まとめ

各自治体による差が大きいものの、受給者証のシステムについて、十分な認識がないままに利用が開始されている現状があり、受給者証だけでなく児童発達支援事業についても、どのようなサービスであるかを利用者が知る機会が少ないと言える。医療機関受診（または発達の偏りや遅れに関する気づき）から療育機関利用に至るまで、またサービス利用の間においても、相談支援専門員や保健師などによる継続的で一貫したサポートが必要とされる。

子どもの発達障害支援の開始においては、「障害や診断の理解」と「福祉サービスや受給者証の理解」を同時に並行して進めなければならないことから、支援をコーディネートする保健師や相談支援専門員等のより高度な専門性が求められる現状がある。地域でこうした役割を果たす人材の育成についても大きな課題と言える。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

